

第1章 策定にあたって

1 計画が目指すもの

本市では、平成27年10月1日、ふじみ野市誕生10周年を機に、文化とスポーツを通じたふじみ野市のまちづくりの方向性をより明確に示すため「ふじみ野市文化・スポーツ振興条例」を制定しました。

この条例を受け、本市では、平成27年度、28年度の2カ年をかけ、文化振興計画、スポーツ推進計画の策定に着手しました。本計画は文化分野に関する計画として策定したものです。

条例では市民の豊かな自己実現及び活力のある地域社会の実現や文化活動を通して潤いのある豊かな生活を営むことができるような環境の整備、市民及び団体の連携や交流を図り、協働のまちづくりにつながるよう努めることを基本理念として掲げました。また、文化振興に当たっては自主性及び創造性の尊重、地域の歴史及び伝統を尊重することを明記しています。

そして、この基本理念を実現するために、市が進める基本施策として「環境整備及び機会の充実」「調査及び情報の提供」「人材の育成及び地域団体の支援」を掲げており、これらの施策を総合的かつ計画的に進めるために文化振興計画を策定します。

本計画は、市民一人ひとりが等しく文化を享受する権利があり、市民が文化創造の主役として文化への関心を高め、文化に親しみ主体的な活動を引き出すことのできる文化振興を目指します。

また、本市の文化資源を発見・発信・活用し多様な文化交流を創り出すことで、本市の文化的魅力を高め、文化の力を活かした活力あるふじみ野のまちづくりを進めます。

2 文化芸術振興の意義

(1) 今日の社会における文化芸術振興

文化は、人が自然や風土の中で生まれ育ち、身につけていく生活習慣や衣食住をはじめとする暮らし、ライフスタイル、価値観など、人々の生活にかかわるすべてのことを意味し、コミュニティ形成の基盤となるものといえます。

また、それは学術や芸術、宗教、道徳など人間の精神活動とその成果であり、思想や作品として社会に提示されたり、表現されたりするものです。そして、これらの表現されたものを見たり、分かち合ったり、体験したりすることで、人は喜びや感動、安らぎを感じ、豊かな精神性を育むことができるのです。

世界人権宣言（1948年）には「すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とに預かる権利を有する。」（第27条1）と規定されています。日本国憲法（1947年）では文化権を明確に規定した条文はありませんが、幸福追求の権利（第13条）や思想及び良心の自由（第19条）、表現の自由（第21条）、学問の自由（第23条）、生存権（第25条）が規定され、人間の精神活動の自由が保障されています。

しかし、現実には現代的貧困から精神的なゆとりを失い、内面的な活動を阻害し、文化的な生活条件を奪うような状況が生まれています。

文化振興の範囲は多岐にわたるため、本計画では国の文化芸術振興基本法（2001年）の趣旨を踏まえつつ、より今日的な視点に立って、法における文化芸術の範囲*に加え、工芸やデザイン、建築、さらには衣食住にかかわる文化も含め、市民の豊かな自己表現及び活力のある地域社会の実現を目指して、文化芸術の振興に取り組みます。

■文化芸術振興基本法第8条から第14条における文化芸術の範囲

- ・芸術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
- ・メディア芸術：映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- ・伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
- ・芸能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
- ・生活文化：茶道、華道、書道その他の生活に係る文化
- ・国民娯楽：囲碁、将棋その他の国民的娯楽
- ・出版物等：出版物及びレコード等
- ・文化財等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術
- ・地域における文化芸術：地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

(2) 文化芸術とわたしたちの暮らし

～身近な文化芸術～

文化芸術は、私たちの暮らしの中で、音楽や美術、文学、映画や写真、舞踊・芸能、手工芸、地域の祭りなど、多岐にわたり親しまれています。そうした文化芸術が人々の創造力や表現力を高め、生きる喜びや精神的なやすらぎをもたらし、鑑賞したり、表現したりするなかで生まれる共感や人々とのつながりを形成します。

そして、文化芸術をきっかけとしたコミュニケーションが、人々の暮らしに潤いを与え、思いやりの心や生きる力を育み、人生をより豊かなものとしていきます。

(3) 文化芸術とまちづくり

～未来につながる文化芸術の創造～

文化芸術の創造は、文化交流を促進し、活力ある社会の形成においても、重要な意義を持っています。

平成27年に本市誕生10周年を迎え、地域に受け継がれてきた歴史や文化資源、市民の文化活動を活かし、新たな魅力あふれる文化芸術の創造を通じて、未来につながるふじみ野市を創造していく必要があります。

そのためには、市民一人ひとりが文化の担い手であることを意識し、地域文化への理解を深め、文化芸術を大切にすることを育むことが求められます。

～文化芸術への期待～

国の「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次）（2015年）」において、「文化芸術は、子供・若者や、高齢者、障害者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会包摂の機能を有している。」と明記され、それぞれの課題解決に向けた取組を展開する必要があります。

また、社会が急速に変化し、複雑な課題に対応できる創造性やコミュニケーション能力が求められており、すでに学校教育の場でワークショップなどの手法により文化芸術を通してこれらの能力を高める学習方法に注目が集まっています。

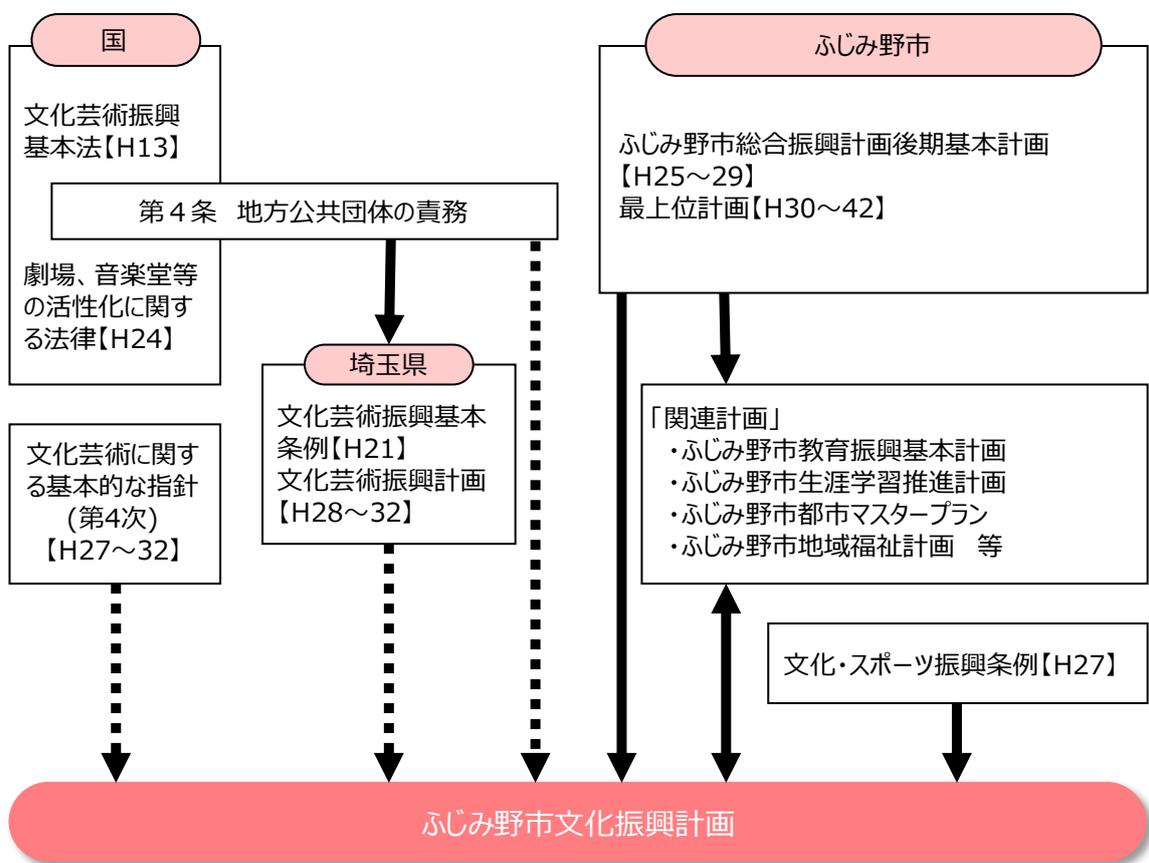
また、地域コミュニティの再生と創造・進化の動きとしては、例えばアートプロジェクトなどの手法により、地域の多様な人々がつながる場が形成されていくことが期待されています。

3 計画の位置付け

本計画は、国や県における文化振興の考え方を適宜踏まえながら、市の最上位計画であるふじみ野市総合振興計画（平成20年度～平成29年度）・後期基本計画（平成25年度～平成29年度）及び今後策定される最上位計画との整合性を図ります。

また、学校教育及び社会教育、都市計画、福祉（子育て支援、障がい福祉、高齢福祉、健康）等の関連計画とも整合性を図りながら連携して推進します。

■ 計画の位置づけ



※実線は整合性を図るもの、実線の相互矢印は整合性及び連携を図るもの、点線は理念や考え方を踏まえるもの

4 計画の期間

ふじみ野市最上位計画は、本市の総人口が減少期を迎える平成42年度を最終年度とし、計画期間を13年間としています。

本計画の期間は、最上位計画の計画期間と連動するため、平成29年度から平成42年度までの14年間とし、第1期計画を平成29年度から平成35年度まで、第2期計画を平成36年度から平成42年度までとします。

国では、平成27年5月に文化芸術の振興に関する基本的な方針が閣議決定され、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020年東京大会」）に向け、我が国が目指す文化芸術立国の姿を明示しました。埼玉県においても、平成32年の2020年東京大会を見据えて埼玉県文化芸術振興計画を策定しています。

本計画は、こうした国や県の方針や計画も踏まえ、第1期計画として平成35年度までの重点取組及び指標を設定し、事業の推進を図ります。

また、計画3年目となる平成31年度から、事業の進捗状況及び最上位計画を踏まえ、中間見直しを行います。

なお、第1期計画期間終了後は、社会状況等の変化を勘案するとともに最上位計画と連動し、第2期計画を策定します。

■計画期間

年度	平成													
	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
最上位計画	→													
				前期							後期			
文化振興計画			中間見直し			計画見直し				中間見直し				
	第1期 →							第2期 →						

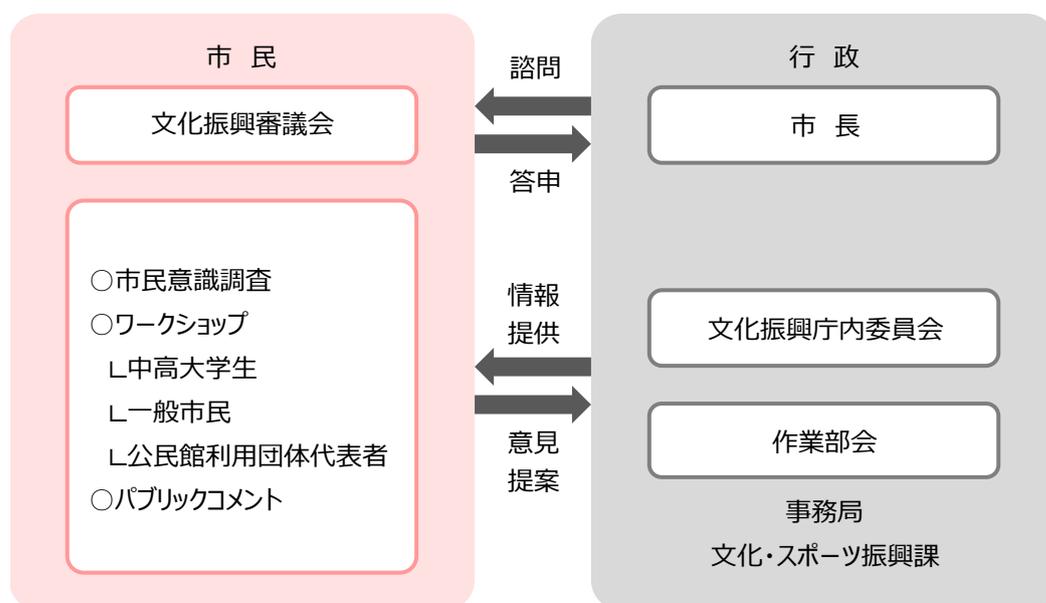
5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、文化芸術に関する知識又は経験を有する者、公募による市民などで構成する「ふじみ野市文化振興審議会」において、計画の内容について審議を行いました。

また、市内の関係部署で構成する「ふじみ野市文化振興市内委員会」においては、従来の縦割りではなく、分野横断的な施策展開を目指し、合同研修会やワークショップ、各課ヒアリングを実施するなど、全市的な協力のもとに協議、検討を行いました。

さらに、アンケート調査¹やワークショップ²、パブリック・コメント³を実施し、多くの市民の意見の反映に努めました。

■計画の策定体制



1 「ふじみ野市文化芸術・スポーツ活動に関する意識調査」平成26年8月18日～10月10日に実施（資料編58頁掲載）、「文化や芸術に関するアンケート調査」平成28年2月24日～3月9日に実施（資料編61頁掲載）

2 中高大学生、一般市民、公民館利用団体代表者を対象に平成28年6月に実施（資料編67頁掲載）

3 平成29年1月10日～2月6日に実施